

商品概要説明書

(令和2年3月25日現在)

項目	内容	
商品名	・財形年金預金	
販売対象	・個人（ただし、勤労者の方で、新規預入時55歳未満の方に限ります。）	
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・5年以上 ・この預金は、1口のべすと定期預金としてお預りします。ただし、預入日から年金元金計算日（支払開始日の3ヵ月前の応当日）までの期間が1年未満のときは、1口ごとの年金元金計算日を満期日とするスーパー定期としてお預りします。 ・年金元金計算日前1年ごとの応当日において、預入日から期間が2年を超えるべすと定期預金は、満期日が到来したものとし、その元利金をとりまとめ1口のべすと定期預金へ自動的に継続します。 	
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入します。 ・1,000円以上、ボーナス時は5,000円以上 ・1,000円 	
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・支払い開始日以降5年以上20年以内の期間にわたって分割して払い戻します。なお、お支払いは、最終預入日から支払開始日まで6ヵ月以上5年以内据置き、60歳以降ご指定の日から開始します。 	
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・年金支払時に支払います。 ・期間に応じたべすと定期預金およびスーパー定期と同様の取扱になります。 	
手数料	—	
付加できる特約	<ul style="list-style-type: none"> ・財形住宅預金と合算して550万円まで「財産形成貯蓄非課税制度（マル財）」の取扱ができます。 	
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・期限前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により1年ごとの複利計算した利息とともに支払います。（この場合、約定利率は「2年以上の利率」とします） 	
	預入していた期間	適用利率
	6ヵ月未満	解約日における普通預金利率
	6ヵ月以上1年未満	約定利率×40%
	1年以上1年6ヵ月未満	約定利率×50%
	1年6ヵ月以上2年未満	約定利率×60%
	2年以上2年6ヵ月未満	約定利率×70%
2年6ヵ月以上3年未満	約定利率×90%	

商品概要説明書

(令和2年3月25日現在)

項目	内容
税金	<ul style="list-style-type: none"> ・元金残高が「財産形成貯蓄非課税制度（マル財）」の申告額を超えると、課税扱い（分離課税20%）になります。 ・20%の源泉分離課税（国税15%・地方税5%） ※ただし、マル優を利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離税（国税15.315%・地方税5%）となります。
金利情報	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭の金利情報または窓口にてご確認ください。
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。 【新潟県信用組合総務部】 025-228-4111 受付日：月曜日～金曜日（祝日および当組合の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 なお、苦情等対応手続については、別途ご案内を用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.niigata-kenshin.co.jp/ ・紛争解決措置 新潟県弁護士会 示談あっせんセンター（電話：025-222-5533） 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部、新潟県信用組合協会またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地お客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 【新潟県信用組合協会】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：025-247-7433 住所：〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-28（信用組合会館2階） 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・1人1口座のお取扱になります。（複数金融機関との契約はできません。） ・積立期間中、据置期間中、年金受取開始後5年以内の要件外払い戻しは、非課税扱いで支払われた利息に対し、5年前まで遡及して20%の追徴課税となります。
預金保険制度	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。



新潟県信用組合

財形年金預金